

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告

主要な事業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

第18期（2019年10月1日～2020年9月30日）

株式会社チェンジ

上記事項は、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

■事業報告

主要な事業所（2020年9月30日現在）

① 当社

| | | |
|---|---|-------|
| 本 | 社 | 東京都港区 |
|---|---|-------|

② 子会社

| | |
|-------------|------------|
| 株式会社トラストバンク | 本社（東京都目黒区） |
| 株式会社 O r b | 本社（東京都港区） |

使用人の状況（2020年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-------------|
| 220名（88名） | 80名増（29名増） |

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 102名（29名） | 12名増（増減なし） | 36.5歳 | 4.4年 |

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況（2020年9月30日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|-----------|-------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 2,611,659千円 |

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 第 2 回 新 株 予 約 権 |
|------------------------|---------------------------------|---|
| 発 行 決 議 日 | | 2015年10月14日 |
| 新 株 予 約 権 割 当 の 対 象 者 | | 当社取締役、監査役及び従業員 |
| 新 株 予 約 権 の 数 | | 144個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 345,600株 (新株予約権 1 個につき 2,400株) |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権 1 個当たり 76,800円 (1 株当たり 32円) |
| 権 利 行 使 期 間 | | 2017年10月16日から 2025年10月10日まで |
| 行 使 の 条 件 | | (注) 1 |
| 役員 の 保 有 状 況 | 取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く) | 新株予約権の数 64個 目的となる株式数 153,600株 保有者数 4名 |
| | 監 査 役 | 新株予約権の数 20個 目的となる株式数 48,000株 保有者数 2名 |

(注) 1. 権利行使の詳細な条件については当社と割当対象者で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

2. 2016年7月29日付に1株を300株とする割合、2018年7月1日付に1株を2株とする割合、2019年1月1日付に1株を2株とする割合、2020年9月1日付に1株を2株とする割合で行った株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2017年8月14日開催の取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の従業員及び取締役に対して、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

| 第 3 回 新 株 予 約 権 | |
|------------------------|-------------------------------------|
| 発 行 決 議 日 | 2017年8月14日 |
| 新 株 予 約 権 割 当 の 対 象 者 | 当社取締役及び従業員 |
| 新 株 予 約 権 の 数 | 426個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 340,800株 (新株予約権1個につき 800株) |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額 | 新株予約権1個当たり 7,200円 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 726,400円 (1株当たり 908円) |
| 権 利 行 使 期 間 | 2019年1月1日から 2024年8月30日まで |
| 行 使 の 条 件 | (注) 1 |

(注) 1. 新株予約権の行使条件

①新株予約権者は2018年9月期から2020年9月期までの各事業年度の当社営業利益の累積額が下記の各号に掲げる各金額を超過した場合、当該営業利益の累積額を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益の累積額が1,000百万円を超過した場合：行使可能割合50%

(b) 営業利益の累積額が3,000百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、上記の営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される当社単体の損益計算書における営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社もしくは当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員（以下、「当社取締役等」という。）または当社取締役等の相続人のいずれかであることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
2. 2018年7月1日付で行った1株を2株の割合、2019年1月1日付で行った1株を2株の割合、2020年9月1日付で行った1株を2株の割合とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 52,162千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 68,742 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるIFRSに関する指導及び助言業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

■業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A) 取締役及び社員が、法令や定款、社会規範及び社内規則を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行っております。
- B) コンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無について、コンプライアンス委員会が調査を実施し、問題がある場合は改善を指示しております。
- C) コンプライアンス違反の疑いがある行為に対する通報体制を整備するとともに、通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう「内部通報規程」を制定し、厳格な措置を講じております。
- D) コンプライアンス違反が発生した場合は、コンプライアンス委員会が原因追及、再発防止に努めるとともに、責任を明確にした上で、厳正な処分を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報につきましては、「文書保管管理規程」等の社内規則に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- A) 損失の危険（リスク）につきましては、「リスク管理規程」に基づく対応によって、リスク発生の未然防止や危機拡大の防止に努めております。
- B) リスク管理に関する各部署の活動状況は、必要に応じて取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性について、内部監査部門が監査を行っております。
- C) 業務遂行に関する連絡、報告の場として定期的に社員全員によるミーティングを行い、情報収集に努めるとともに、情報の共有化と意思統一を図っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- A) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月開催し、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

- B) 取締役会は、取締役及び社員が共有する全社的な目標を定め、取締役はこの浸透を図っております。
 - C) 各取締役は、「業務分掌規程」に基づき業務執行を委任された事項について、必要な決定を行っております。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- A) 関係会社管理責任者は、「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社の取締役の執行を監視・監督しております。
 - B) 子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行うこととしております。
 - C) 定期的に子会社と会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っております。
 - D) 当社の内部監査部門は、定期的に子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を代表取締役兼執行役員会長及び常勤監査役に報告しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する体制並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項
- A) 監査役による監査の実効性を高め、かつ監査機能を円滑に遂行させるため、監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、補助するための社員を置くことができません。これらの社員は、取締役会が監査役と協議し、監査業務に必要な適正な知識、能力を有する者の中から選出しております。
 - B) これら社員は、他の役職を兼務することを妨げないが、監査役より専任すべきとの要請を受けた場合には、当社はその要請に応じることとしております。
 - C) これら社員の人事異動・人事評価・懲戒処分につきましては、監査役の承認を得たうえで決定しております。
- ⑦ 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- A) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、経営会議に出席することができます。
 - B) 監査役は稟議書その他重要書類を閲覧でき、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しております。

- C) 取締役は、自己の職務執行過程において当社グループに著しい損害を与える恐れがあるときは、これを直ちに監査役に報告しております。
- D) 監査役は、事業又は業績に影響を与える重要な事項の報告を取締役及び社員に対し直接求めることができます。
- ⑧ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、不利な扱いを行うことを禁止し、また、懲戒その他の不利益処分の対象になることがないことを周知徹底しております。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- A) 監査役が必要と認めたときは、代表取締役兼執行役員会長と協議のうえ、特定の事項について内部監査実施者である内部監査部門に調査を求めることができます。また、監査役は、内部監査部門に対して、随時必要に応じて監査への協力を求めることができます。
- B) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施しております。
- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制
- A) 当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることとしております。
- B) そのため、管理担当部署を反社会的勢力対応部署として、「反社会的勢力対策規程」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生したときは、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築しております。

C) 新規顧客との取引開始時においては、「与信管理規程」に基づき、インターネットによる独自調査に加え、信用情報機関等を利用した新聞、雑誌記事検索を行い取引開始前に十分な事前調査を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議の開催状況

経営及び業務執行に関わる意思決定機関として定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令及び定款に定められた事項や経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次報告の業績について分析・評価を行い、法令や社内規程等への適合性と業務の適正性の観点より審議いたしました。また、当社業務執行取締役、執行役員及び常勤監査役が出席する「経営会議」を原則月2回開催し、重要事項について審議を行いました。

② コンプライアンス体制について

法令遵守を周知徹底するため、当社の取締役及び社員に対し、コンプライアンスに関する教育と研修を定期的を実施しております。

内部監査を担当する内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社各部門への内部監査を実施し、その結果を代表取締役兼執行役員会長へ報告しております。

また、内部通報制度については、窓口（ホットライン）を設置し、内部通報窓口及び内部通報者の不利益な取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。

③ リスク管理

「リスク管理規程」に基づき、各部署においてリスクの管理を行い、リスクの低減及び未然防止を継続的に図っているほか、進捗の状況について定期的に取り締役に報告しております。

④ 監査役の監査体制

監査役は、代表取締役兼執行役員会長との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査担当等と連携を図っており、また、取締役会への出席及び常勤監査役による重要な会議への出席並びに取り締役・社員へのヒアリング等を通じて、監査の実効性を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 2,374,409 | 1,772,812 | 1,394,965 | △174 | 5,542,012 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 22,805 | 22,805 | | | 45,610 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 1,547,930 | | 1,547,930 |
| 自己株式の取得 | | | | △61 | △61 |
| 株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額) | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | 22,805 | 22,805 | 1,547,930 | △61 | 1,593,479 |
| 当連結会計年度末残高 | 2,397,214 | 1,795,618 | 2,942,895 | △236 | 7,135,492 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 非支配株主 持 分 | 純資産合計 |
|------------------------------|------------------|---------------------|-------|--------------|-----------|
| | その他有価証 券評価差額金 | その他の包括利益累計 額 合 計 | | | |
| 当連結会計年度期首残高 | - | - | 3,463 | 722,253 | 6,267,729 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | 45,610 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | 1,547,930 |
| 自己株式の取得 | | | | | △61 |
| 株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額) | 140,536 | 140,536 | △396 | 732,324 | 872,465 |
| 当連結会計年度変動額合計 | 140,536 | 140,536 | △396 | 732,324 | 2,465,945 |
| 当連結会計年度末残高 | 140,536 | 140,536 | 3,067 | 1,454,578 | 8,733,674 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

■連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
 - ①連結子会社の状況
 - 連結子会社の数 2社
 - 主要な連結子会社の名称 株式会社トラストバンク、株式会社Orb
 - ②非連結子会社の状況
 - 対象事項はありません。
 - ③議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況
 - 対象事項はありません。
2. 持分法の適用に関する事項
 - ①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
 - 対象事項はありません。
 - ②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
 - 対象事項はありません。
 - ③議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況
 - 対象事項はありません。
 - ④持分法適用手続に関する特記事項
 - 対象事項はありません。
3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記
 - ①連結の範囲の変更 当連結会計年度から株式会社Orbを連結の範囲に含めております。これは、株式会社Orbの株式取得を行ったことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。
 - ②持分法の適用の範囲の変更 対象事項はありません。
4. 連結子会社の事業年度等に関する事項
 - 全ての連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物 | 3～18年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |
| 車両運搬具 | 2～6年 |

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、商標権につきましては10年、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（3～5年）で償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価

営業投資有価証券の売却額は売上高に計上し、営業投資有価証券の売却簿価は売上原価に計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約取引をヘッジ手段とし、外貨建売上債権及び外貨建仕入債務をヘッジ対象としておりません。

③ヘッジ方針

社内管理規程に沿って、為替変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7～10年間の定額法により償却を行っております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

②繰延資産の償却方法

株式交付費

株式交付費償却期間（3年）にわたり均等償却しております。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大の影響について)

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞が世界経済及び国内経済に与える影響が懸念され、先行きは不透明な状況にあり、経済、企業活動に広範な影響を与えますが、現時点での当社グループへの影響は限定的であります。

当社グループでは、当該影響が一定期間継続する仮定のもと、投資評価の会計上の見積りを行っておりません。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 207,520千円 |
|-------------------|-----------|

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--|-------------|
| 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 31,552,800株 |
| 2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 196株 |
| 3. 剰余金の配当に関する事項 | |
| 該当事項はありません。 | |
| 4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 765,200株 |

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、安全性の高い金融資産による運用に限定し、デリバティブは、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業投資有価証券は、投資先企業の企業価値向上による投資リターンを得ることを目的とした企業投資に関連する株式であり、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式及び出資金であります。このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されており、四半期ごとに時価の把握を行っております。また時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、短期の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達及び子会社株式取得資金を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

営業債務及び借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方針等については、前述「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5. 会計方針に係る事項「(6) 重要なヘッジ会計の方法」」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、営業債権について、Control & Managementユニットが債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、社内規程に従い、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

営業投資有価証券及び投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体の財政状態等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づきControl & Managementユニットが定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

| | 連結貸借対照表 計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|-------------------------------------|--------------------|------------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 7,629,687 | 7,629,687 | - |
| (2) 売掛金 | 2,920,847 | 2,920,847 | - |
| (3) 営業投資有価証券 | 253,336 | 253,336 | - |
| 資産計 | 10,803,871 | 10,803,871 | - |
| (1) 買掛金 | 120,966 | 120,966 | - |
| (2) 未払金 | 924,706 | 924,706 | - |
| (3) 預り金 | 1,472,970 | 1,472,970 | - |
| (4) 未払法人税等 | 1,424,499 | 1,424,499 | - |
| (5) 長期借入金（1年内 返済予定の長期借 入金を含む） | 2,611,659 | 2,610,911 | △747 |
| (6) 社債 | 150,000 | 94,745 | △55,254 |
| 負債計 | 6,704,801 | 6,648,799 | △56,002 |
| デリバティブ取引 | - | - | - |

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券

営業投資有価証券の時価は、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 預り金、(4) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）、(6) 社債

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）及び社債の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格を時価としております。ただし、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理しているため、その時価は当該売掛金及び買掛金の時価に含めております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 当連結会計年度 (2020年9月30日) |
|--------|-------------------------|
| 非上場株式等 | 291,411千円 |

非上場株式等については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 230円60銭
- 1 株当たり当期純利益 49円14銭

(注) 2020年9月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で、株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及を算定しております。

企業結合に関する注記

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社Orb

事業の内容 独自の分散型台帳技術「Orb DLT」の研究開発とその関連Fintech ソリューションの提供

(2) 企業結合を行った主な理由

独自の分散型台帳技術「Orb DLT」による決済プラットフォームを活用した地域内の経済循環、インバウンド関連事業など、相乗効果が期待できる事業領域の拡大を図るためであります。

(3) 企業結合日

2020年2月14日(株式取得日)

2020年3月31日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

71.76%

(7) 取得企業を取得するに至った主な根拠

当社が第三者割当増資を引き受け、株式を取得したためであります。

2. 当連結会計年度に係る連結計算計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年4月1日から2020年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 150,000千円 |
| 取得原価 | | 150,000千円 |

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

該当事項はありません。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

173,308千円

(2) 発生原因

主として株式会社Orbの今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|------|-----------|
| 流動資産 | 121,905千円 |
| 固定資産 | 8,992 |
| 資産合計 | 130,898 |
| 流動負債 | 4,206 |
| 固定負債 | 150,000 |
| 負債合計 | 154,206 |

7. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

| | |
|------|-----------|
| 売上高 | 11,030千円 |
| 営業利益 | △78,457千円 |

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定し、取得企業の連結会計年度の開始の日から企業結合日までの連結損益計算書における売上高及び損益情報を基礎とし、のれん等の無形固定資産の償却額は、企業結合時に認識されたのれん等が当連結会計年度の開始の日に発生したものととして算定した金額を影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

重要な後発事象に関する注記

(株式交換による株式会社トラストバンクの完全子会社化)

当社は、2020年8月12日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社トラストバンク（以下、「トラストバンク」という。）との間で、当社を株式交換完全親会社、トラストバンクを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施することを決議し、同日両社の間で株式交換契約を締結いたしました。なお、本株式交換は、当社及びトラストバンクのそれぞれの2020年10月5日開催の臨時株主総会決議により、本株式交換契約の承認を受けた上で、2020年10月8日を効力発生日として実行されました。

1. 本株式交換の目的

当社は「Change People, Change Business, Change Japan」をミッションとして、新たなIT技術と人材の育成を通じた日本の生産性向上を目指した事業を展開しております。今後、大幅な労働人口の減少が予測される日本において、デジタル技術の活用やその活用を推進する人材の育成が我々の社会を持続可能なものにするという考え方に基づいてこのような事業活動を行っております。また、日本が変わるためには、一つ一つの地域が変わらなければならず、地方創生は我々の事業のベースともいえる領域です。

一方、トラストバンクは「ICTで地域とシニアを元気にする」というミッションのもと、2012年に設立されました。中核事業は、ふるさと納税のポータルサイトである「ふるさとチョイス」であり、1,500を超える地方自治体と契約を締結し、ふるさと納税制度の普及に貢献してきました。そして、2018年11月30日に、地方自治体向けにICTサービスを展開することを狙いとして、当社が60.11%の議決権所有割合となる株式を取得し子会社化しました。また、2019年8月30日に追加取得を行い、現在、議決権所有割合は70.23%となっております。

現在、両社での業務連携による事業拡大については順調に進んでおり、地域の持続可能性を高めるための新サービスの立ち上げを加速させております。そのような中、今回トラストバンクを完全子会社化することにより、グループ経営体制の機動性と柔軟性をさらに高め、当社グループ間での経営資源を活用した事業の持続的な成長、企業価値向上を実現できるものと考えております。

また、完全子会社化により、当社の連結業績において非支配株主帰属分で控除されることがなくなります。そのため、本株式交換は来期以降の連結最終損益の改善に寄与するものと考えております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

| | |
|---------------------|------------|
| 臨時株主総会基準日 (当社) | 2020年8月31日 |
| 取締役会決議日 (当社) | 2020年8月12日 |
| 取締役会決議日 (トラストバンク) | 2020年8月12日 |
| 株式交換契約締結日 (両社) | 2020年8月12日 |
| 臨時株主総会開催日 (当社) | 2020年10月5日 |
| 臨時株主総会開催日 (トラストバンク) | 2020年10月5日 |
| 本株式交換の効力発生日 | 2020年10月8日 |

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社とし、トラストバンクを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

なお、株式交換は、当社及びトラストバンクのそれぞれの株主総会決議により、本株式交換契約の承認を受けた上で、2020年10月8日を効力発生日として実行されました。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

| | 当社 (株式交換完全親会社) | トラストバンク (株式交換完全子会社) |
|-----------------|-------------------|------------------------|
| 本株式交換に係る割当ての内容 | 1 | 12,722.64 |
| 本株式交換により交付する株式数 | 普通株式：1,984,731株 | |

(注1) 本株式交換に係る割当比率 (以下、「本株式交換比率」)

トラストバンクの普通株式1株に対して、当社の普通株式12,722.64株を割当て交付いたしました。ただし、当社が保有していたトラストバンクの普通株式368株については、本株式交換による株式の割当は行いませんでした。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により発行した当社の新株式数

当社普通株式：1,984,731株

(本株式交換にあたり、新たに普通株式を1,984,731株発行しました。)

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

トラストバンクは、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

上記2. (3) 株式交換に係る割当ての内容に記載の割当比率については、当社及び株式会社トラストバンクから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は第三者算定機関である株式会社SBI証券社に本株式交換に関する株式交換比率の算定を依頼いたしました。両社は、当該第三者算定機関から得た株式交換比率の算定結果を参考に、両社間で協議の上、株式交換比率を決定しております。

4. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理します。

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更について決議いたしました。

（1）株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

（2）株式分割の概要

① 分割の方法

2020年12月31日（木）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

| | |
|----------------|--------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 33,554,331株 |
| 株式分割により増加する株式数 | 33,554,331株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 67,108,662株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 184,320,000株 |

（注）株式分割前の発行済株式総数、株式分割により増加する株式数及び株式分割後の発行済株式総数については、今後新株予約権の行使により発行される株式によって、株式数が増加する可能性があります。

- ③ 分割の日程
- | | |
|--------|--------------------|
| 基準日公告日 | 2020年12月15日（火曜日）予定 |
| 基準日 | 2020年12月31日（木曜日）予定 |
| 効力発生日 | 2021年1月1日（金曜日）予定 |

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2021年1月1日をもって、当社定款第5条の発行可能株式総数を変更いたします。

② 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりでございます。

(下線は変更部分を示しております)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>92,160,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>184,320,000株</u> とする。 |

③ 定款変更の日程

効力発生日 2021年1月1日(金曜日)予定

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりでございます。

| | 前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|---------------------|--|--|
| 1株当たり純資産 | 88円45銭 | 115円30銭 |
| 1株当たり純利益 | 6円54銭 | 24円57銭 |
| 潜在株式調整後 1株当たり純利益 | 6円27銭 | 23円90銭 |

(4) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

② 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2021年1月1日以降に行使する当社発行の新株予約権の行使価格を以下のとおり調整いたします。

| 名称 | 株主総会決議日又は 取締役会決議日 | 調整前行使価格 | 調整後行使価格 |
|----------|----------------------|---------|---------|
| 第1回新株予約権 | 2014年9月23日 | 9円 | 5円 |
| 第2回新株予約権 | 2015年10月14日 | 32円 | 16円 |
| 第3回新株予約権 | 2017年8月14日 | 908円 | 454円 |

株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|----------------------------|--------------|---------|----------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | その他利益 剰余金 繰越利益剰 余 | 利益剰余金 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 2,374,409 | 2,325,909 | 9,000 | 2,334,909 | 1,427,953 | 1,427,953 | △174 | 6,137,097 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 22,805 | 22,805 | | 22,805 | | | | 45,610 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 234,896 | 234,896 | | 234,896 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △61 | △61 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 22,805 | 22,805 | - | 22,805 | 234,896 | 234,896 | △61 | 280,445 |
| 当 期 末 残 高 | 2,397,214 | 2,348,714 | 9,000 | 2,357,714 | 1,662,849 | 1,662,849 | △236 | 6,417,543 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|------------------------|-----------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | - | - | 3,463 | 6,140,560 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 新 株 の 発 行 | | | | 45,610 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 234,896 |
| 自己株式の取得 | | | | △61 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 140,536 | 140,536 | △396 | 140,140 |
| 当期変動額合計 | 140,536 | 140,536 | △396 | 420,586 |
| 当 期 末 残 高 | 140,536 | 140,536 | 3,067 | 6,561,147 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

■個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

5. 引当金の計上基準

(1) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約取引をヘッジ手段とし、外貨建売上債権及び外貨建仕入債務をヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

社内管理規程に沿って、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

8. 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価

営業投資有価証券の売却額は売上高に計上し、営業投資有価証券の売却簿価は売上原価に計上しております。

9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

②繰延資産の償却方法

株式交付費

株式交付費償却期間（3年）にわたり均等償却しております。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大の影響について)

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞が世界経済及び国内経済に与える影響が懸念され、先行きは不透明な状況にあり、経済、企業活動に広範な影響を与えますが、現時点での当社への影響は限定的であります。

当社では、当該影響が一定期間継続する仮定のもと、投資評価の会計上の見積りを行っております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社株式 4,809,834千円

(2) 担保に係る債務

金融機関借入金 2,550,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 79,271千円

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-----------|
| 当座貸越極度の総額 | 100,000千円 |
| 借入実行残高 | - |
| 差引額 | 100,000 |

4. 保証債務

下記事業用建物賃貸借契約に対し、債務保証をおこなっております。

株式会社トラストバンク（月額賃料） 420千円

なお、この事業用建物賃貸借契約の残余期間は5ヶ月であります。

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 38,487千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

売上高 268,686千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当連事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 196株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------|---------|
| 投資有価証券評価損 | 8,233千円 |
| 株主優待引当金 | 6,605 |
| 資産除去債務 | 8,055 |
| 仕掛品評価損 | 12,223 |
| その他 | 6,593 |

繰延税金資産合計 41,710

繰延税金負債

| | |
|-----------------|--------|
| その他有価証券評価差額金 | 62,024 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 4,339 |

繰延税金負債合計 66,363

繰延税金負債の純額 24,652

関連当事者との取引に関する注記

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有割合 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-----------------|---------------|--|--------------|-----|--------------|
| 子会社 | 株式会社トラス トバンク | 直接70% 間接2% | 経営指導料の 受領 (注) 1、 ライセンス販 売・アドバイ ザリー | 268,686 | 売掛金 | 38,487 |
| | | | 銀行借入に対 する債務保証 (注) 2 | 2,550,000 | - | - |

(注) 1. 経営指導料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。

2. 当社の金融機関からの借入に対して保証債務を受けております。取引金額については、債務保証を受けている借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産 | 207円85銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 7円46銭 |

(注) 当社は、2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの純資産及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(株式交換による株式会社トラストバンクの完全子会社化)

当社は、2020年8月12日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社トラストバンク（以下、「トラストバンク」という。）との間で、当社を株式交換完全親会社、トラストバンクを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施することを決議し、同日両社の間で株式交換契約を締結いたしました。なお、本株式交換は、当社及びトラストバンクのそれぞれの2020年10月5日開催の臨時株主総会決議により、本株式交換契約の承認を受けた上で、2020年10月8日を効力発生日として実行されました。なお、詳細については、連結財務諸表における「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更について決議いたしました。なお、詳細については、連結財務諸表における「重要な後発事象」に同一の内容を記載しておりますので、以下に1株当たり情報に及ぼす影響のみ記載いたします。

1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりでございます。

| | 前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) | 当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
|---------------------|--|--|
| 1株当たり純資産 | 97円95銭 | 103円92銭 |
| 1株当たり純利益 | 7円11銭 | 3円73銭 |
| 潜在株式調整後 1株当たり純利益 | 6円82銭 | 3円63銭 |